

第7回伊賀市総合計画審議会 議事録

開催日時	平成30年5月29日（火）13:30～16:00
開催場所	伊賀市役所2階 第1委員会室
出席委員	<p>乾 光哉（【1号委員】社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会）</p> <p>森野 廣榮（【1号委員】伊賀市環境保全市民会議）</p> <p>宮崎 慶一（【1号委員】一般社団法人伊賀上野観光協会）</p> <p>松山 隆治（【1号委員】伊賀市農業委員会）</p> <p>藤巻 恵（【1号委員】伊賀市地域公共交通活性化再生協議会）</p> <p>加納 圭子（【1号委員】教育行政評価委員会）</p> <p>服部 保之（【1号委員】公益財団法人伊賀市文化都市協会）</p> <p>舘 忠蔵（【2号委員】公募委員）</p> <p>岩崎 恭彦（【3号委員】三重大学人文学部）</p> <p>中島 嘉子（【5号委員】 — ）</p> <p>中林 有美（【5号委員】 — ）</p> <p>澤野 政子（【5号委員】 — ）</p>
欠席委員	
議事日程	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議事録署名人の指名について</p> <p>3 伊賀市総合計画の評価について（諮問）</p> <p>4 議事</p> <p>（1）伊賀市自治基本条例改正に伴う新体系（案）について</p> <p>（2）伊賀市総合計画の外部評価について</p> <p>（3）今年度のスケジュールについて</p> <p>5 その他</p>
議事概要	<p>開会</p> <p>（事務局）</p> <p>それでは失礼をいたします。定刻となりましたので、ただいまから、第7回伊賀市総合計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>私、4月の人事異動で企画振興部へお邪魔することになりました企画振興部次長の東と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは事項に入らせていただく前に、何点かご確認、ご報告させていただきます。まず資料のご確認でございます。お手元に配布させていただいた資料で、協議資料1が伊賀市自治基本条例新体系、協議資料2 条例骨子新旧対照表、協議資料3 外部評価の対象施策等について、協議資料4 今年度のスケジュールということで、この4つの資料がお手元にあるかと思えます。なお、2月に答申いただきまして、その後、</p>

市においてまとめさせていただいた「伊賀市自治基本条例見直し方針」を本日の協議資料の横に置かせていただいておりますので、ご確認の方をお願いいたします。もし、資料等に過不足ございましたら、お申し出いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

よろしければ、この会議の成立の確認でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、この会議は成立をいたしております。

なお、本日は、藤巻委員さんが20分程度遅れると、それとまたご出席いただいております中島委員さんについては3時ごろ所用によりご退席されるということで伺っております。

本日の会議の運営規定によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解を賜りたいと思います。また、会議録についても公開させていただきますので、ご了承よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の事項書に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1 あいさつ

(会長)

皆さま、こんにちは。ご多用のところ、またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、自治基本条例の改正に関わる件、また総合計画の外部評価に関わる件と市政を支える重要な二つの柱についての審議がございますので、是非皆様には実りのある議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは会議に入らせていただきます。まず会議の成立、それから会議の公開、議事録の公開についてご案内がありましたので、皆様ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

2 議事録署名人の指名について

(会長)

事項書で2番です。議事録署名人の指名について、本日の議事録署名人につきましては、私から、乾委員、澤野委員、お二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 伊賀市総合計画の評価について（諮問）

(会長)

事項の3番です。伊賀市総合計画の評価について市長より諮問をいただきますので事務局から、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。伊賀市の総務部長稲森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは伊賀市総合計画の評価に関することにつきまして、市長から審議会へ諮問させていただきたいと存じます。ただいまから、諮問書を市長から岩崎会長様にお渡しさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、誠に申し訳ございませんが、市長はこの後別の公務が入っておりますので、その後、退席させていただきますので、どうぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

(市長)

伊賀市総合計画審議会 会長 岩崎恭彦 様。伊賀市総合計画の評価について、諮問であります。伊賀市総合計画審議会条例第2条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会に意見を求めます。記、総合計画の評価に関すること（施策の外部評価）であります。よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは一言市長からご挨拶をいたします。

(市長)

本日はお忙しいところお集まりをいただきました。ここから見える景色もですね、ずいぶん日に日に緑が濃くなっております。街中に居りましてもホトトギスの忍音が聞かれるようになりました。「夏は来ぬ」というところであろうかと思いますが、伊賀市では平成26年度から伊賀市第2次総合計画の基本構想に定めた将来像、「～勇気と覚悟が未来を創る～ひとが輝く地域が輝く～伊賀市」が実現できるようまちづくりを進めているところであります。昨年6月、29年度から32年度までの4年間を計画期間とします第2次再生計画を策定いたしまして分野別の47の施策に加えて、各施策横断的な4つのテーマ「ええやん！プロジェクト」を設定しまして施策・部局の連携で、限られた資源を有効に活用すると共に相乗効果を発揮するよう施策を進めているところであります。つきましては、この基本構想の実現に向けたまちづくりを推進するため、また市民目線、市民感覚で分かりやすく公平で透明性のある地域に偏らない市政の確保ができるよう行政が行なう内部評価について、適正であるのか外部の評価をお願いいたしたく、ただいま総合計画審議会の皆さんに諮問をいたしますので、審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

冒頭申し上げましたとおり、市長についてはここで退席させていただきたいと存じます。どうぞ宜しくお願いいたします。

(市長)

宜しくお願いいたします。

4 議事

(会長)

ありがとうございました。

それでは次の事項に入らせていただきます。議事に入りますが、それに先立ち皆様にご報告をさせていただきます。お手元にございます伊賀市自治基本条例見直し方針ですが、去る2月8日に当審議会でご審議いただきましたこの見直し方針につきまして、市長への答申をさせていただきます。当日は松山委員、そして館委員にもご同席いただきまして、大変心強く手渡させていただきました。ありがとうございました。それでは、この見直し方針に基づきまして次の事項です。「伊賀市自治基本条例改正に伴う新体系（案）」について、ご審議いただきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

(1) 伊賀市自治基本条例改正に伴う新体系（案）について

— 総合政策課から説明 —

(会長)

ありがとうございました。それでは審議に入ってまいりたいと思いますが、後ほどスケジュールについてのご説明もあろうかと思いますが、今後、各章ごとに条文案の提示があり、それについて皆様にご審議いただく予定となっております。ですので、細かい中身、条文については今後ご審議いただくとして、本日は条例の大きな骨組みや枠組み、体系ですね、いくつかの項目ごとにグルーピングをしておりますが、そうしたグルーピングの仕方、見せ方などについて、ご意見いただき、これでよしというようなことであれば、さらに条文についての検討を進めていこうと思いますので宜しくお願いいたします。

では、皆様からご意見ご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか？

意見なし

(会長)

資料をご覧いただく時間も必要かと思しますので、資料をご覧いただきながら、議

論の口火として私から発言させていただければと思います。

今回の新構成については、まずはスリム化を図るとのことで、かなりスリムになっており、また、他市と比べましても、常識的な整理の仕方をしていただいているのではないかなと思っております。大きな方向性としては、私自身の個人的な見解としては賛同したいというふうに思っております。そういう基本的な方向性をお示ししたうえで、2点、論点といいますか、ご検討いただければと考えている点を申し述べさせていただきます。

一つは総則の部分なのですが、これは従来の体系からそうだったのですが、基本理念、基本原則を総則の中に取り込む、といった構成となっております。第5回審議会参考資料1-3の比較団体の表では、基本理念、基本原則を総則から出して別の章に立てているような構成と、総則に取り込んでいる現在の伊賀市の条例のような構成と、大きく見て二つの構成があらうかと思えます。基本理念、基本原則は非常に大事なものですし、その意味では総則に埋没させないために、別の章にするというのも一つの見識かなと思っております。この点について主として、どういうご検討されて、どういうご提案をいただいたのかという点についてお聞かせいただければ、というのが一点です。

もう一つですが、情報の取り扱いについてです。元々の現在の体系を見ていただくと、情報が別の章立てになっておりますし、また、第2章ですか、かなり早い部分に位置づけられています。これ、よく言うところですけども、情報の共有が無ければ、参加も協働もないということで、別の章立てにし、尚且つ参加や協働に先立つ、かなり早いところで章立てされている。これも一つの見識かなと思っております。今回の章立てを拝見しますと、情報の共有については、章にも節にもなっていない、項目として章にも節にも立っていない形になっています。この点についてどういうご検討をされ、どういうご提案をいただいたのかについて、ご説明をいただきたい。よろしく願いいたします。

(事務局)

基本理念、基本原則につきましては、元々は総則に入っておりましたので、こちらとしましては、特別に別出しするということについて今のところ考えを持たずに、このままでさせていただきました。それと、情報の共有につきましては、確かに現在の自治基本条例におきましては、しくみの中で情報共有があって、初めてしくみが回っていくという大切な部分であるということで、特出しした章になっていたかと思うのですが、特に章立てにしなかった理由はないですが、新しい案でございます第3章ですね、「協働によるまちづくり」という中で情報共有してまちづくりを行っていったらどうかということで、この中に入れさせていただいたという考えでございます。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。どうしてもという強い思いで発言させていただいた訳ではないので、一つの意見としてご検討いただければという趣旨で受け止めていただけたらと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか？

はい。お願いいたします。

(委員)

よろしいでしょうか。非常にわかりやすくまとめていただいたという、個人的な意見を持っています。従来のこちらの冊子を見ていて思ったことはやはり、大きく三つの主体がある、それぞれの役割とそれから権限と責務がリンクしていなかったという、あちこちしていたということ、交通整理していただいたのかなということ、よりそれぞれの主体がですね、取り組むべき方向性が見えてきたのかなと思います。

お示しいただいた資料の他市の例においてもこういう流れになっているということは、必然性があると言うことで、賛成と言うことで述べさせていただきます。ただ、章立てということが従来からそんなに変えていないということで、新体系というA3の一番下の4章の1の部分で、個人的な意見ですが、前回これを練り上げるのにご議論いただいていると思うのですが、行政運営46条、47条を見ているとですね、極めて当たり前なことが書かれていますね。行政がこれをするとするのは、責務を欠く前段のようなイメージがあって、それをことさら書くことは、責務を欠く、つまり2章3節のあたりに特出しで、そこから付記で出してもいいじゃないかなと個人的に思いました。

それともう1点ですけれども。A3の2ページ目「新たな視点__条文例」でまとめていただき、よくわかりやすく、これから次回以降、文言の検討に入っただけということですので、ありがたいと思うのですが文言をたぶん事務局さんが、ご提案なさると思うのですが、その時にちょっと個人的に思うことがあるのですが、こういう条文とか見ていると、例えば子どもの権利と言いますとどうしても大人目線で、それを定めるという思考が働いてしまうと思うのですが。だから子どもにはそれこれの権利がある。その代わり子どもにはそれこれを達成するために大人と共同で取り組まなければならない。少し踏み込んだことが解説集でも結構ですから。そういう具体性のある記述を盛り込めば大人も気づきになりますし、子どもも我が事を通じて気づくのではないかな。30年度の基本教育方針が出ました。その中にもやっぱりトップ項目の基本方針の索引に、「子どもの頃から郷土を愛する心の中が地域社会での連帯意識を育みます」と書いてあります。教育現場でも常にこういうことおっしゃっています。でも本来はこの自治基本条例が先になって、それからこれが出てこないといけないと思う。子どもの権利というのは、既にその段階で編成されているものじゃないと。でも今回見直すと言うことで、その視点に立っていただいて、憲法ですので、何が出来て何をしなければいけないか。そのためのしくみはこうでないといけないというのを、

可能な限り平たい言葉で条文化して条文で説明できないことは解説のほうで出すと言う形で、次回、冊子を作ることが出来ればより理解度が深まるような内容の冊子になるのではないかと。一番懸念するのはスラスラと条文書いて、はい出来ましたと言って市民にお預けする。それじゃたぶん自治協活動のバネにはならないだろうし、具体性がなければ、動こうかという気にもならないと思いますね。例えば、これを作ったら、このダイジェスト版があつて、事例集があつて、評価集があつて、実際にこういうのをやりましょうよというアイデア募集があつて、振り返りがあつてということだと思う。その大前提は課題の抽出です。実際動き出す前に課題抽出から始まって、住民が最終、どういう形でそんなシートが作り上げられるか完成形まで持って行けるまでの資料をこれにプラスしないことにはなかなか動いてくれないのじゃないかと思いますので、余分なことまでも言いましたが、そういうことを思いました。

(会長)

事務局から何かお答えはありますか？

(事務局)

今、子どもの権利ということでご意見いただきました。先ほどお配りした協議資料1の後ろの方に各自治体の条文例というのがあります。その1ページ目の下に子どもの権利・参加というのを載せております。例えばこれでいきますと、子ども目線というところと行政目線というところと両方あると思うのですが、これが一番分かりやすいのが甲賀市さん。右からふたつ目、甲賀市さんであれば子ども目線の条文になっています。その下、四国中央市さんは、市民・議会・行政の目線になっています。これが大きく違っているのかなと。それが合わさったものが一番左側の大宰府市さん。これが子ども目線、市民や行政の目線が混ざったものが太宰府市さんかなと。参考にいただければと思います。以上です。

(会長)

参考までに教えていただきたいのですが、現在伊賀市には子どもの権利条例のような、子どもの権利を具体化するような条例、あるいは施策はお持ちなのですか？

(事務局)

現在ございません。

(会長)

そうですね。わかりました。これは何処までを市の憲法としての自治基本条例に書き、何処からを個別の条例に書いていくかというようなことと、おそらく関りがあるのだなと聞いておりましたので、そこらへんを整理していただきながら今の委員から

のご質問に対して将来的に答える形で審議を進めていけるようにと思っています。ありがとうございました。

(委員)

私も新体系(案)はずいぶんスリム化になって簡潔ではないかなと思います。ちょっと気になったのは第3章のところですけども、市民構成とか住民自治とかいろいろありますが、気になったのは市民団体なども明記してもいいのではないかと思ったことと、もう一つはこういう条文には入れるものかどうかはつきり僕はわかりませんが、お聞きしたいのは、いろんな施策、協働で市民、市、市議会など協力しながらやりますよね、その時に評価はもちろんあるのですが、成果発表というか成果の結果というか、そういう報告というか、そのあたりの指示というのは必要ないですか。成果が非常に大事かというふうに思うので、ちょっと気になったのですが。その二点お聞かせいただけたらと思います。

(事務局)

ありがとうございます。市民団体につきましては、現在条例の定義の中で市民の中に一応含まれた括りとなっておりますので、現状では一応市民の中に入っているという考え方ではさせていただいているのですが、今後改正していく中で特出しして、市民団体であるとか、その団体意識が必要であるというご意見があるというなら検討させていただきたいと考えています。

(会長)

よろしいですか。二点目に関しても何かありますか？

(事務局)

成果につきましては現状、行政評価ということで規定はありますが、その成果についてどうするかという、公表はしていますが、成果についての条文というのは現在ございませんので、今後成果についてどうしていくかという、皆さんの意見を頂戴した中で必要であれば、検討させていただきたいと考えております。

(委員)

現在、まちづくりの中には活発な団体もありますよね。そういうところの報告というか、地域に根ざした活動の成果というか、そういうのもやはり非常に参考になるのではないかと思ったもので聞かせていただいたのですが。できたら具体的な項目としてあげてもらえればなと思いますけど。

(会長)

はい。ありがとうございます。市民団体、市民活動団体は、自主的・自発的活動というのが大前提になってくると思いますので、委員のご意見の趣旨はそういうのでは決していないと思うのですが、条例で自主性を縛り付けるような形になってはいけませんので慎重な検討が必要な部分だと思いますね。その点も含めて市としてご検討をいただき、また、いずれご提案をいただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

(副会長)

関連になると思うのですが、第3章のところの新体系案の中のイメージ図ですが、先ほどのお答えの中で、委員さんからは市民団体はないのかという話の中で、その上の権利・役割・責務のところでも市民に統括されるという答えだったのですが、この絵を見ただけなら市民というのは個であるのか団体であるのか、もうひとつピンと来なかったと思います。それから、真ん中のガバナンス・協働を中心とする、取り巻いている形の中で「住民自治」というところがありますね。それが住民自治協議会という形に収束してもらっていますが、ここで非常に何か分かりにくいなど。住民自治と住民自治協議会とどういうふうに分けられた形で書かれているのかという質問です。

(会長)

図表は非常に難しいですけど、図表作成者がそこに込める思いもあれば、図表を見る人によっても、どういう意図でどういう形になっているか、受け止め方が多種多様であり、なかなか難しいところがあると思うのですが、市としてどういう思いを込められたのか、ということでお答えをいただいたらいいのではないかと思います。いかがですか？

(事務局)

思いといいますか、いま現条文にあるこういう参画・協働というイメージを集めてきたというイメージで、たまたま住民自治が第2節にございますもので、集めてきたというところで書かせていただいたというところですか。よろしいでしょうか。

(会長)

今は特に図上に意味を込めていない？

(事務局)

こういうイメージと言うところでご理解いただければと思います。

(副会長)

もう一つの質問はどうでしょうか。第2章の市民という形と市民団体という形、どちらも、個も団体もそちらに統括されているというイメージなのか。

(事務局)

そうですね。条例上の定義においては市民団体も市民の中に含まれるということにしておりますので、このイメージ図に於きましても、この2章の市民の中には団体も含まれているという考え方でございます。

(委員)

ちょっとごめんなさい。3章のビジュアル版のことで、次回具体的に議論できると思いますが、パッと見ですよ、例えば、主体が書かれています。住民自治とか。市民投票は手法が書かれているんですね。成果が、まちづくりが一番下にある。ちょっとそこは交通整理して、主体は主体で3つ4つ置いて、成果が一番手前、協働のまちづくりがあったら、そこに向けての矢印の往復があって、手法を書いたほうが一目で私たちに何が出来るのかが分かりやすいかなと思います。思いつくまま、たぶん落とし込みをさせていただいておりますので、まだ分析してなかったのかもしれませんが、混在していると思います。以上です。

(会長)

冒頭申し上げましたが本日は枠組み、グルーピングの仕方ですね。こうした一まとめにすることが適切かどうかということについてご審議いただいておりますので、これをどのように組み立てていくかということについては、また、委員にご指摘いただいたように次回具体的に検討していけると思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

子どもの権利のところなのですが、国際的に子どもの権利条約というものが取り沙汰されて、日本でも批准しているのですが、なかなか地方自治体まで浸透していくというのは難しいようなので、世界的に子どもの権利条約を出していただいて、その中で地方自治体・公共団体の中でどういうふうやっていったらいいのか、見直していただきたいなと思いますので是非条約については出していただければと思います。それと、多文化共生なんですけども、甲賀市と愛媛県の四国中央市ですね。ここよりもっと、愛知県の豊田市とか静岡県にもあります、浜松市とか。この二つの自治体の比率は分かりませんが、かなり外国人の方が多く住んでいらっしゃるのじゃないかなと思いますので。そんな多く住んでいらっしゃる所の多文化共生についての、どういうふうに取り入れられているかというのも、出していただいたほうがいいのではないかなと思うのですが。

(事務局)

多文化共生につきましては、ここに上げさせていただいてあるのは、以前から比較しております類似団体であったり、そういうところの比較を上げさせていただいておりますので、ご指摘いただいたように浜松市さんでありますとか、外国人住民が多く住んでいる市も調べまして、そこが自治基本条例のようなものを作っているかどうかということもございますので、一度調べて比較させていただきたいと思っております。

(会長)

これから個別の条文について審議・検討する際の重要な資料になると思いますので、次回よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。

(委員)

新構成と現条例を比較すると、項目が減ってスリムになっているなどというのはよくわかるのですが、一つの節の量が今度は多くなってくるという理解でいいのでしょうか。

(委員)

関連して、今回条例を改正するにあたって、これは今後の課題だと思いますが、元々の条例が58条に亘っていて、いろいろな細かいところまで書いているわけですね。そこでたぶん現実と合わない所があるので、その部分を改正していくという必要はあるのですが、細かく書いてあったからこそ、それに基づいて進められてきたところもあるので、都合が悪くなった部分は変えたらいいと思うのですが、必要な部分は残していくというようなスタンスも必要ではないかと。他の対象となっている自治基本条例は伊賀市よりも後でできた条例ばかりですから、良くなっていて当然なのかなと。見栄えも良くなっていたり、よくまとまっていたりというのはあってもいいので、そのように直しましょうというのであれば直したらいいと思うんですけど、伊賀の条例は量が多くて細かいけれども、できたときの思いというのはあったはずだから、その部分を後でできた良い条文に合わせましょうというだけでは、あまり意味が無いような気がするので、合わせるという事については、反対はしませんが、いずれ細かい条文があったことによって今の伊賀の自治が進んできている部分もあるので、具合が悪いところは変えたらいいと思いますし、変えるにあたってこのようなまとめ方でいいのですが、大事に残しておきたいという部分は、条文の量的な部分でも残しておかないと、決してスリムでわかりやすくなったからといって条文として良いというわけではないような気がするので、そのあたりも加味いただきながら、それぞれこのようにまとめていただくのはいいのですが、それぞれの節なりのところでどの部分を残して、どの部分を変えるかというところの視点に立って直していただければいいのかなという思いがします。

(事務局)

ありがとうございます。何もかもすべてスリムにするのがベストだとは、こちらも思っていませんので、皆様のご意見を頂戴しながら、当然伊賀市の条例にとって必要な省いてはいけないところというのがありますので、その辺は残していくつもりです。

(会長)

今の条文を前提として、グルーピングのイメージをお示しするとこういうようになるということで、このままグルーピングをするというようなことではないと思いますので、次回以降、中身を入れる器はこういう形でいこうということについて、同意がいただけた場合は、その先としてその器の中に何を入れていくのかという提示があると思いますので。またその際にもお感じになったこと、お気づきになったこと、ご意見いただければと思います。その他いかがでしょうか。

(委員)

住民自治基本条例がスタートして13年が経つかと思うんですけど、要はこの見直しと共に今までのこの13年間の問題点というかそれをやはり徹底的に出して、組織はできているけれども、中身の成長に本当になっているのか。組織は簡単にできるんですよね。ところが実際活動するにあたって、いろいろな問題が出てきて現状になってきていると思うんです。今、39の自治協がある中、本当に活発なのは2～3個というふうに聞いているんですけど、率直に言って行政の方はこんなペースかなと思われるのか、これを機に画期的に活力に満ちたまちづくりを展開して行ってほしいと願っているのか。たぶん後者のほうだと思うんですけど。13年経った総括というのはどんな感じですかね。

(会長)

大変重要なお指摘だと思います。今日、市に回答を求めるのは大変酷な事だと思いますので。重要な宿題をいただいたということで受け止めていただき、具体的な中身、制度提案の際にはどうしてこのような提案になるのかという根拠がやはり必要になってくるかと思しますので、その際にはこれまでの成果あるいは反省を取りまとめていただき、その上に立つと新たにこのような提案になるという形でご提案いただき審議させていただく。そのような形が望ましいと思いますので、今のご指摘は重要な宿題として、市に受け止めていただければというふうに思っています。ありがとうございます。

(委員)

新しい新体系ということで、ずいぶんスリムにさせていただきわかりやすくなったと思

ます。前の基本条例では、項目がたくさんあって、まちづくりに関してもわかりにくいところがあったし、まちづくりを重要視しているのかなという項目だったので、今回の場合第3章で「協働によるまちづくり」という一つの括りとしてあげていただいたのはとても良かったと思います。

今、私達の自治協においてもまちづくりの見直しということを行っていて、今どのようにして自分たちの町を暮らしやすく、子どもたちも帰ってきて、みんなが住みやすい町にしようかなということで、高齢化も進む中、本当に今考えていかなければならない。これから子どもも含め、みんなと一緒に考えて作っていく、「まちづくり」というこの項目を今までよりわかりやすく、みんなが参加できる、そしてまた、今、子どもたちがまちづくりに関してもなかなか参加できていない、仕事をしている若い方たちもなかなかまちづくりに参加してもらえていないという現状の中で、やはりどうしたら子どもたちに参加してもらえるまちづくりになるのか、またこれを自治協にもつなげなければならない。みんなが参加できるまちづくりの大きな項目を、この条文の中で掲げていただいたことは、とても良かったなと思います。これからまた進んでいく道でいろいろな協働の仕方、子どものこと、事業所も含めて、先ほどからの多文化共生ということもあるし、みんなが自分たちのまちを楽しく過ごせるまちにしていくということで、ここは一番大切なところかと思しますので、細かい条文も考えていただきたいと思います。すごくスリムになっているし、前は、初めてということであったかと思いますが、やはり条文がたくさんあって分かりにくかったので、今回はすごく見やすく良いと思います。

(会長)

いかがでしょうか？では、次の審議すべき議題もあるので、少し中間的な取りまとめをさせていただければと思います。いろいろと重要なお指摘、ご提案または宿題の提示をいただきました。それらすべてこれからの具体的な条文案を提示いただきそれを審議する際に、検討し、解決していただけるそういう宿題ではなかったかなと、理解しています。

また、今回ご提示いただいたこの新しい構成、体系、枠組み、この点については、発言いただいた皆様からは概ね好意的に受け止めていただいたかなというふうに思っています。ここで大きな異論が無いようであればこの構成、枠組みに関しては審議会として了承したということにさせていただき、今後、市に細かな部分の検討については、これに沿って進めていただく、そういう形が取れればと思いますが、いかがでしょうか？ご承認いただけますか？

意見なし

(会長)

ありがとうございます。それでは、今回ご提示いただいた新体系、新構成、枠組みに関しては、審議会としてご了承いただいたということにさせていただき、細部は市に検討を

進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは協議事項の一つ目については審議いただきご了承いただいたということで、審議の二つ目「伊賀市総合計画の外部評価について」審議を進めていきたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

(2) 伊賀市総合計画の外部評価について
— 行財政改革推進課から説明 —

(会長)

ありがとうございます。ただいまご説明をうかがいました。このあと、グループごとにグループワークをしていただくこととなりますが、それに先立って、ご意見、ご質問等をいただきたいと思ひます。事務局からかなり分厚い説明があったので、少し議題を整理していただきながらその都度ご意見をいただこうかと思ひています。

一つはまず、行政経営報告書の見方について説明がありました。今年度から新たに加わっていただく方もおられるので、まず見方について「難しい」「わからない」ところがあれば、質問いただければと思ひます。

二つ目は、外部評価の視点について、新たに提示がありました。10の視点で評価をいただきたいということですが、この外部評価の視点についてご意見をいただくのを二つ目とします。

三つ目として、スケジュールのことについて前回からの変更点について説明いただきました。このスケジュールについてもご意見いただきたいと思ひます。これが3点目。

四つ目として、グループ分け、対象施策の選定について説明がありましたので、これについてご意見をいただくのを4点目とさせていただきますと思ひます。

できる限り整理させていただきたいと思ひますので、申し訳ありませんがその都度ご意見をいただければと思ひます。

一つ目として、行政経営報告書の見方について、わからないようなところがあれば、ご質問いただければと思ひます。いかがでしょうか？これは今日、この場でということに限らないので、わからないところが出てきましたらその都度、事務局へお問い合わせいただければと思ひます。

意見なし

(会長)

二つ目、本日の配布資料として外部評価の視点についての提示がありました。説明資料の4番に外部評価の視点について、1.として5つの項目、2.として5つの項目、合わせて10の項目がありました。これについてご意見、ご質問等があったらお願いします。

(委員)

外部評価の視点ということでお示しいただきましたが、去年も皆さんやっていただいて、おそらく多くの委員さんが勘違いされたかと思いますが、成果指標の置き方についてこれでいいのかなとか、具体例を申し上げますと「アウトカムじゃなくてアウトプットだよな」とか、でもこれで評価しなければならないという悩ましい部分があったかと思いますが。それで、ここであえて視点を書いておいていただくと、また逆に我々も難しい問題になる。ふさわしくなければどうするのかということをご提案していただいているような形なので、事務局からは。本来、交通整理は事務局で各所管課長に「本来こういう視点での置き方が大事です」ということで去年のものを引継ぐのではなく、新たな発想と課題分析を元にしてください、とかそういうレクチャーとかがあれば、これはここに書かなくてもいいと思います。去年確か実例として、そのような話が現場で出て「どうしましょうか？これできないよね。」「来年はサブ指標で」ということで反映させていただきました。そこで一定クリアはできるのかなと思いますが。質問ですが、おそらく想定しているでしょうが、目標の指標の置き方についてそういう齟齬が出た場合、事前に報告書をまとめる前に事務局のほうでもう一度返して、やり取りがあって私らの手元にくるのか、それともあくまで7月上旬の配布以降でそれは我々が見てまた同じことを「ここちょっと違うよね」という評価を繰り返すのか事務局として何か工夫があるのなら教えてください。

(事務局)

本年度は、一旦各部局のほうからシートが上がってきますが、それに対して事務局のほうでチェックさせていただき、その中でやはり「これは少し・・・」と思うところがあれば、もう一度所管課へ問題提起させていただいて、何回か繰り返しさせていただいた後に、行政経営報告書というものを完成させたいなと思っています。

(会長)

他にいかがでしょうか？

意見なし

(会長)

私からの提案ですが、先ほどの説明の中で行政経営報告書に加えて、事前の部局長説明に代わるものとして、資料をご提供いただくということについてお伺いしました。それはぜひ、お願いしたいと思いますが、できれば説明資料4番の外部評価の視点について、10項目に対して所管課がどのように評価したのかについて、理由と共にご提示いただくと私達もその10の視点のチェックがしやすいなと思います。基本的には、評価指標が妥当であることについて「妥当だ」、市民感覚とかけ離れていないか、「離れていない」、成果指標がふさわしいものになっているか、「なっている」ということで回答いただくとと思いますが、

「なっている」という回答をする理由について、ご指摘、ご説明いただくとその理由に対して私達が適切に評価できるかということについてチェックができるようになると思うので、この10の視点に対して、所管課がどのような形で丸をつけたのか、その理由と共に提示をいただくといいのではないかと考えています。できればお願いしたいです。

(事務局)

そのような形でできるように、善処したいと思います。

(会長)

他にいかがでしょうか？無いようですので続く三つ目の項目、スケジュールについてご意見をいただきたいと思います。スケジュールのことについては、皆さん大変お忙しい方ばかりなので、少し前回提示のあったものからスリムな形にさせていただいていることが一つ。事前質問に先立ち部局長から説明するのを別日に設けていましたが、私からの質問にもありましたように、これは無しにして、それに代わるものとして資料を提示いただくというような形で対応させていただければと思います。前回質問してみて、その答えを聞いて初めてわかったというようなことがかなりありましたので、そうしたことを解消するような方向で事前の資料をご用意いただき、先ほど質問したように外部評価の視点について、事前に回答を出していただきます。そう言う形で進めたいと考えています。これが1点目。

もう一つ、報告書答申案について、事前に審議させていただき日程を1日設けていただきました。これは前回の反省に立ってですが、案について事前に審議いただくことができなかったということがあったので、この点については今年度事前に案を提示しそれについて意見をいただき、意見を反映させるような形で最終的に答申を確定させます。そういった審議にさせていただこうと思いますので、答申の確定の前に事前協議の日程を設けているという変更。この件についてご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後になりますがグループ分けと対象施策の選定について、ご質問、ご意見いただければと思います。3つのグループに分けて、事務局提案としましては、宮崎副会長、経験豊富な服部委員にグループのリーダーをお願いさせていただければというような提案です。また、対象施策について二つ事務局からの提案と一つは各グループで選定をするという提案でありました。以前に自分たちで対象施策を選びたい、選んではどうかという意見を踏まえて、今回はあらかじめ皆様にアンケートを取らせていただき、そこで回答の多かったものを候補としてあげてあり、さらに本日提案があったように一つについては各グループで選んでいただくという提案になります。私個人的には行政として昨年度は重要度が高いけれども満足度が低いものについて重点的に評価を、というような形で提示がありましたが、やはり行政としてその時その時の課題や情勢に応じてこういったところについて評価をすべきだ、評価をしたいというのがあっていいのではないかなと考えています。だからすべて行政が選ぶということでもすべて私達が選ぶということでもなく、その中間的な

案として、二つについては事務局提案、一つについては私達の提案という形で取り扱うというような趣旨での提案だと思っています。この点についてご意見、ご質問等がありましたら、いかがでしょうか？

(委員)

1点だけ確認ですが、事前にいただいている協議資料3でAグループが「生活環境」と「生活基盤」、Bグループが「健康福祉」と「産業交流」と資料に記載されています。先ほどの事務局からの説明を聞いているとAグループが「生活環境」と「健康福祉」、Bグループが「生活基盤」と「産業交流」と説明されましたが、それはどちらが正しいのでしょうか。

(事務局)

大変失礼しました。お配りしている協議資料が正しいものであって、こちらの説明が間違っていました。大変申し訳ございません。

(委員)

そうしたらあとは、グループごとに話しをして、一つのテーマを選ぶというのに関しても、それぞれA、B、Cグループに分けられているこのテーマの中から一つを選ぶ、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたとおり、そういったことで対象施策を選んでいただくよう、お願いします。

(委員)

同じ質問をしようと思ったのですが、そうすると7つの分野の中の7番目の部分が、どこも評価しないことになるがそこはもう評価しないということでもいいのですね。

(事務局)

今回事務局のほうから提案させていただきました内容については、皆さんからいただいたアンケートの結果を踏まえたものと、行政側から6つのカテゴリーを示させていただいてあると思いますが、特にこちらのほうを評価いただきたいという思いで上げさせていただいています。ただもう一つ、対象施策を選んでいただく際には、7番目の計画推進から選んでいただいても結構ですが、事務局の提案としましてはこの6つのカテゴリーで選ばせていただいた。よろしく申し上げます。

(会長)

事務局の思いとしては、この枠組みの中でということだが、強い拘束力はないということですので、7番目から選んでいただいても結構ですのでグループごとに審議をいただき、また他方で重複があってはいけないのでグループの審議を調整させていただくことはあるかもしれません。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか？

(委員)

各グループのテーマがアンケートによるものだというのですが、そうなってくるとここに上がっている6つの内5つは進捗評価が二重丸のものがほとんどで、子育てに関しては、一重丸というようなところですが、進捗度の如何で全部評価するわけにはいかないと思いますが、これで評価したときに、進捗度がかなり進んでいるということなので、結果的に良い評価をすることになってしまいますが、他にもっと重要度が高いものとか、他にも何か指標があったかと思いますがそういう部分で満足度が高いとか市民参画度がどうか、いろいろな指標がある中で、K P I でいく進展度が 100%以上進んでいるのが6つの内5つあるので、それは公平性という意味でいいのかどうか。あと残り一つを逆に進んでないところから選んで評価するというような方向でやるのであれば、調整は取れると思いますが。その辺何かもう1点を選ぶ際に、留意しないといけないことはありますか。

(事務局)

満足度、重要度についてはアンケートでとらせていただいた結果を載せてありますが、昨年度こういったアンケートの結果をもって、それぞれ対象施策を選んでいただいた中で、もっと内容に即した広い範囲で意見をいただき、対象施策を決定させていただいた中で、こういった重要度、満足度に拘束されず、今回選ばせていただいたところです。残りの対象施策についても、そういったことを視点に入れて選んでいただくことも考えていますので、グループで話し合って選んでいただければいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

(事務局)

先ほども話の中で進捗状況や進展度ということについて委員さんのほうから、「進んでいるのに」ということも話の中でお話していただきましたが、私どもの一番の目標としては、やはり内部評価をしている者がしっかりそれができているのかということを改めて委員の皆様にもう一度評価をしていただきたいと思いますと思っていますので、しっかり進んでいるという部分について、もう一度評価を受けたらしっかり良くできたなど言ってもらえればと思っていますので、そのあたりは申し訳ありませんが評価の評価をお願いしたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長)

ただ、先ほどサブ指標の話もあって、そもそもK P I が低いところに設定してあるので二重丸が付いているんじゃないかとか、あるいはある程度到達しているというのであれば、K P I を改めて高いところに設定しなおしたらどうかとか、そういうことについてもご意見いただけるのではないかなと思いますので、そこも含めて市民目線で厳しくチェックいただければと思います。他にいかがでしょうか？

意見なし

(会長)

全体を通して、何か質問等があれば。

それでは、グループワークということなので事務局からお願いします。

(事務局)

これから 10 分間の休憩を取らせていただき、3時 10 分からの再開とさせていただきますと思います。再開後はグループごとに集まっていただきたいと思いますのでこの委員会室の後方に3つテーブルを用意させていただきましたので委員さんから向かって左側Aグループ、中央Bグループ、右側Cグループとそれぞれお集まりいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。それでは 10 分間の休憩とさせていただきます

休憩、グループワーク

(会長)

それでは、審議会を再開させていただきます。情報共有ということでグループのリーダーから対象施策と、評価日について報告をいただきたいと思います。

Aグループから報告をさせていただきます。対象施策が11番「事故・犯罪防止2-1-3」を対象施策として選択しました。評価日は7月31日(火)午前に実施をさせていただきますと思います。以上。

Bグループの副会長どうぞ。

(副会長)

まず、評価日は8月2日午後1時半からに設定しました。それから三つ目の評価の対象は、「3-3-1 中心市街地活性化」。少し条件があって、この12月末で皆さん引越しがあるので、今だけやっても仕方がない、来年評価するときに去年やったということで外れないように。今回と来年も継続してやりたいということを申し送りの条件として設定しました。

(委員)

Cグループについてはお一人委員が早退されましたが、残りの3人で決めさせていただき、「6-1-1 多文化共生」を設定させていただきました。評価日は7月26日午後1時半開催。

(会長)

ありがとうございました。各グループからご報告いただきました。Bグループから選定に当たっての条件の申し送り事項について説明いただきました。その点を含め、ご意見やご質問等があればお願いします。

意見なし

(会長)

それでは議題の3番目、今年度のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(3) 今年度のスケジュールについて

— 行財政改革推進課より説明 —

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますか？

意見なし

5 その他

(会長)

議題は、以上ですべて審議をしましたが、全体を通して委員の皆様からご意見、ご質問等がありますか。事務局から「その他」として何かありますか。

(事務局)

— 総合政策課より事務連絡 —

(会長)

それでは議題はすべて審議いたしました。長時間どうもありがとうございました。進行を事務局に戻します。

(事務局)

会長様、大変ありがとうございました。熱心にご議論いただき、みなさんありがとうございました。自治基本条例については、本日ご審議いただきましたこれを基本として、各条文の検討に入り、秋ごろには審議会の皆様へお示しさせていただく予定なのでよろしくお願ひします。また、総合計画の評価についても、昨年度に引き続きよろしくお願ひします。

それでは本日の審議会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

—16 : 00 終了—

議事録署名欄

平成 年 月 日
